平成 25 年 8 月 28 日

各　　位

株式会社リミックスポイント
代表取締役社長　　髙田　　真吾
（コード番号：3825）
電話番号　（03）6206－2220

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 単位とするため、株式分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。なお、これに合わせて定款の一部を変更いたします。

また、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

株式分割前の発行済株式総数	48,191 株
株式分割により増加する株式総数	4,770,909 株
株式分割後の発行済株式総数	4,819,100 株
株式分割後の発行可能株式総数	19,276,000 株

（注）上記の数値は、平成 25 年 8 月 28 日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）（予定）
基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

(4)資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5)新株予約権の行使価格の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株あたりの行使価額を平成 25 年 10 月１日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年７月31日臨時株主総会決議に基づく新株予約権	10,000円	100円
平成17年６月30日定時株主総会決議に基づく新株予約権	150,000円	1,500円
平成18年６月28日定時株主総会決議に基づく新株予約権	300,000円	3,000円

3.単元株制度の採用

(1)採用する単元株式の数

「2.株式分割の概要」に記載の株式分割の効力発生日である平成 25 年 10 月１日(火曜日)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日　　平成 25 年 10 月１日（火曜日）

※平成 25 年９月 26 日（木曜日）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も１株から 100 株に変更されることとなります。

4.定款の一部変更

(1)定款変更の理由

「2.株式分割の概要」及び「3.単元株制度の採用」に記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づき、取締役会決議により、平成 25 年 10 月１日(火曜日)を効力発生日として、当社定款の一部変更をいたします。

① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第５条を変更いたします。

② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第６条を新設いたします。

③ 現行定款第６条以下の条数を各１条繰り下げいたします。

④ 現行定款第５条の変更及び第６条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2)定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

www.remixpoint.co.jp remixpoint

（下線部は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、192,760株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、19,276,000株とする。
（新設）	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100株とする。
第６条～第47条（条文省略）	第７条～第48条
（新設）	附則
（新設）	第１条　第５条の変更、第６条の新設並びにこれに伴う条数繰下げの効力発生日は、平成25年10月１日とする。
（新設）	第２条　前条及び本条の規定は、平成25年10月１日をもってこれを削除する。

以上